

## 【タイトル】

地域交通安全員【会計年度任用職員】の募集（教育委員会事務局学校教育部健康教育課）

## 【概要】

教育委員会事務局学校教育部健康教育課で、地域交通安全員会計年度任用職員を募集します。

## 【詳細】

(担当課)

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

(勤務場所)

市立小学校通学路のうち、教育委員会が認定する箇所

(募集する学校については別紙「募集学校一覧」参照) ※詳細については各学校にお問合せください。

(勤務場所の変更の範囲)

変更なし

(業務内容)

通学路上の交差点や踏切などの危険箇所における児童の誘導、交通整理、安全指導

(業務内容の変更の範囲)

変更なし

(テレワーク勤務の有無)

なし

(任用期間)

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

(試用期間)

原則として1か月

※1か月の実勤務数が15日未満の場合は延長されます。

(勤務日)

原則月曜日から金曜日までの週5日

(勤務時間)

登校時：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの 1 時間

下校時：午後 1 時 30 分から午後 5 時までの間で、通学区域の学校長が指定した 1.5 時間

※最長 2.5 時間

※勤務場所により勤務時間数は異なります。詳しくは別紙「募集学校一覧」ご参照ください。

(休憩時間)

なし

(所定外労働の有無)

所定外労働は原則ありません。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合においては、所定外労働があります。

(休日)

勤務日以外の日。なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の勤務はありません。また、学校の長期休業中、振替休日、創立記念日等、勤務がない場合があります。

(給与等)

時給 1,441 円（予定）

※ 地域手当を含みます。

原則当月分を翌月 21 日に支払

通勤費相当額 1 日あたり 2,500 円を上限とした認定額（自宅から職場まで 2km 未満不支給）

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月 21 日に支払

期末手当の支給なし

(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用の有無)

健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の適用はありませんが、労働者災害補償保険が適用されます。

(その他応募要件)

地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

本市以外の法人でのアルバイト等（兼業）は原則禁止していませんが、本市と兼業先との1週間の勤務（労働）時間の合計が38時間45分を超える任用は行いません。また、川崎市役所内部の兼業も原則不可です。

（募集人数）

別紙「募集学校一覧」参照

（選考方法）

履歴書による書類選考及び面接選考

（申込方法）

- ・応募締切日：令和7年12月25日【必着】
- ・封筒に「○○小学校（希望する小学校名）地域交通安全員会計年度任用職員応募」と朱書きし、郵送にて応募書類（任意の履歴書（職歴がある場合は、職務内容が分かるように履歴書に記載するか、別紙により作成）、返信用封筒1通（応募者の宛名を記入の上、110円切手を貼付し、「親展」と朱書きしたもの）勤務を希望する小学校の住所まで送付してください。ファックス及びメールでの申し込みは不可です。
- ・履歴書に、日中に連絡が可能な電話番号を必ず記入してください。
- ・応募書類は返却いたしません。募集者の責任において破棄しますので、予め御了承ください。
- ・記載されている個人情報は、本任用以外の目的に使用することはありません。
- ・面接による選考を行う場合、面接日時は担当から御連絡いたします。
- ・採用及び不採用の理由に係るお問合せについては、理由を問わずお答えできませんので予め御了承ください。

（募集期間）

令和7年12月2日から令和7年12月25日まで

（募集者の名称）

教育委員会事務局学校教育部川崎区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部幸区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部中原区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部高津区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部宮前区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部多摩区・教育担当  
教育委員会事務局学校教育部麻生区・教育担当

**【お問い合わせ先】**

川崎区の学校について

教育委員会事務局学校教育部川崎区・教育担当

〒210 - 8570 川崎市川崎区東田町8

電話 : 044 - 201 - 3325

ファックス : 044 - 201 - 3326

メールアドレス : [88kawkyo@city.kawasaki.jp](mailto:88kawkyo@city.kawasaki.jp)

幸区の学校について

教育委員会事務局学校教育部幸区・教育担当

〒212 - 8570 川崎市幸区戸本町 1-11-1

電話 : 044 - 556 - 6733

ファックス : 044 - 556 - 6659

メールアドレス : [88saikyo@city.kawasaki.jp](mailto:88saikyo@city.kawasaki.jp)

中原区の学校について

教育委員会事務局学校教育部中原区・教育担当

〒211 - 8570 川崎市中原区小杉町 3-245

電話 : 044 - 744 - 3101

ファックス : 044 - 744 - 3196

メールアドレス : [88nakkyo@city.kawasaki.jp](mailto:88nakkyo@city.kawasaki.jp)

高津区の学校について

教育委員会事務局学校教育部高津区・教育担当

〒213 - 8570 川崎市高津区下作延 2-8-1

電話 : 044 - 861 - 3331

ファックス : 044 - 861 - 5624

メールアドレス : [88takkyo@city.kawasaki.jp](mailto:88takkyo@city.kawasaki.jp)

宮前区の学校について

教育委員会事務局学校教育部宮前区・教育担当

〒216 - 8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5

電話 : 044 - 856 - 3178

ファックス : 044 - 888 - 4035

メールアドレス : [88miykyo@city.kawasaki.jp](mailto:88miykyo@city.kawasaki.jp)

多摩区の学校について

教育委員会事務局学校教育部多摩区・教育担当

〒214-8570 川崎市多摩区登戸 1775-1

電話：044-935-3103

ファックス：044-935-3795

メールアドレス：[88tamkyo@city.kawasaki.jp](mailto:88tamkyo@city.kawasaki.jp)

麻生区の学校について

教育委員会事務局学校教育部麻生区・教育担当

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺 1-5-1

電話：044-965-5306

ファックス：044-965-5207

メールアドレス：[88asakyo@city.kawasaki.jp](mailto:88asakyo@city.kawasaki.jp)

※電話によるお問合せは月曜から金曜の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。